

日 程 表

月	日	曜	実 施 内 容				
	25	月		13:00 所長挨拶	13:10 講演と意見交換 「職場が生きる環境づくりと人材育成」 [Redacted] [Redacted]	15:10 講演 最高裁判所判事 山 崎 敏 充	17:00 ※
	26	火	9:40 講演と意見交換 「発達障害—その理解と対応—」 [Redacted] [Redacted]	11:40 説明と意見交換 「司法修習生の指導をめぐって」 (民事/家事) 司研教官 松 本 利 幸 (刑事) 司研教官 細 田 啓 介	14:30 説明と意見交換 「裁判所の組織と組織運営について」 総務局長 中 村 慎	16:10 事例研究 「部総括からみた人事事務」 人事局長 堀 田 眞 哉	17:20
6	27	水	10:00 共同研究（グループ別） 「部の運営、裁判官の成長支援、書記官等の育成、危機対応など」 aグループ（司研教官 三 角 比 呂） bグループ（司研教官 福 井 章 代） cグループ（司研教官 杜 下 弘 記） dグループ（司研教官 篠 田 賢 治） eグループ（司研教官 平 出 喜 一）	14:00 共同研究（班別） 「部総括裁判官の在り方」 民事／家事1班（b, c） 東京地裁判事 渡 部 勇 次 民事／家事2班（a, d） 大阪地裁判事 森 純 子 刑事班（e） 東京地裁判事 伊 藤 雅 人	14:20	17:00	
	28	木	10:00 講演と意見交換 「国際人権規約と司法」 [Redacted] [Redacted]	12:00 研修のまとめ（1） 共同研究「活力あふれる職場を目指して」 (民事／家事, 刑事) 民事／家事1班 (司研教官 三 角 比 呂) 民事／家事2班 (司研教官 福 井 章 代) 刑事班 (司研教官 平 出 喜 一)	14:30 研修のまとめ（2） 共同研究「活力あふれる職場を目指して」（全体） 司研所長 永 野 厚 郎 司研教官 三 角 比 呂	16:30	

※ 懇談会を予定

平成30年度新任部総括裁判官研究会

参 加 者 名 簿

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
東京	東京地裁	佐藤達文 竹内努 飛澤行 門田昌 伊藤藤 岡崎晴 鈴木彦 春名也 男澤茂 小野子 清寺也 品水子 前田男 大澤朗 飯塚滋 齋宏 前藤次 渡田子 小邊義 菅池み 松野朗 香本史 松川也 渡永治 大須賀郎 井上成 島崎彦 小角子 角谷毅 鈴木男 武宮子 和久雄 大田平 藤村彦 高澤行	
	横浜地裁		
	横浜地裁川崎支		
	さいたま地裁川越支		
	水戸地裁		
	前橋地裁		
	静岡地裁		
	新潟地裁		
大阪	大阪地裁		
	京都地裁		
	京都家裁		
名古屋	名古屋地裁		
	津地裁		
	福井地裁		
	富山地裁		
広島	広島地裁		

高裁管内	本 務 庁	氏 名	備 考
広島	広島地裁	谷 村 武 則	
	岡山地裁	野 上 あ や	
福岡	鳥取地裁	御 山 真 理 子	
	福岡地裁小倉支	荒 木 未 佳	
	佐賀地裁	住 山 真 一 郎	
	大分地裁	達 野 ゆ き	
		鈴 木 和 典	
	鹿児島地裁	有 賀 貞 博	
仙台		岩 田 光 生	
	宮崎地裁	日 景 聡	
	那覇地裁	小 田 靖 人	
	仙台地裁	平 山 馨	
		小 川 理 佳	
		中 島 基 至	
札幌	福島地裁	江 口 和 伸	
		遠 藤 東 路	
	秋田地裁	柴 田 雅 司	
		綱 島 公 彦	
	札幌地裁	杉 山 正 明	
		高 木 勝 己	
高松		武 部 知 子	
	函館地裁	神 野 泰 一	
	釧路地裁	駒 田 秀 和	
	松山地裁	布 施 雄 士	
		鈴 木 子	
		梅 本 作	

合計 61 人

参 考 統 計 表

第1表	通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況 〔参考グラフ〕通常訴訟事件, 略式請求事件の推移	(平成20年～29年) —高裁・地裁・簡裁—— 1 (平成20年～29年) —高裁・地裁・簡裁—— 1 〔参考グラフ〕通常第一審事件の新受人員の推移 (昭和24年～平成29年) —地裁—— 2
第2表	長期係属実人員の長期化事由別内訳	(平成20年～29年) —高裁・地裁—— 3
第3表	事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の 合議(法定・裁定)・単独別, 罪名別審理長期化の事由 〔参考グラフ〕事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移	(平成29年末現在) —地裁—— 3 (平成10年～29年各年末現在) —高裁・地裁・簡裁—— 4
第4表	被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況	(平成20年～29年) —地裁・簡裁—— 5
第5表	通常第一審において弁護人が選任された人員	(平成20年～29年) —地裁・簡裁—— 6
第6表	通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間, 平均開廷回数, 平均開廷間隔及び平均取調べ証人数	(平成20年～29年) —地裁・簡裁—— 7
第7-1表	通常第一審における終局人員の審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年～29年) —地裁—— 8
第7-2表	通常第一審における終局人員の審理期間, 平均開廷回数及び平均開廷間隔	(平成20年～29年) —簡裁—— 9
第8表	通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員 〔参考グラフ〕通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移	(平成20年～29年) —地裁・簡裁—— 10 (平成20年～29年) —地裁—— 10
第9表	通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員	(平成25年～29年) —地裁・簡裁—— 11
第10表	簡易公判手続決定人員と決定取消人員	(平成20年～29年) —地裁・簡裁—— 12
第11表	刑訴法332条による移送人員	(平成20年～29年) —簡裁—— 12
第12表	即決裁判手続により審判が行われた人員	(平成18年10月2日～29年累計) —地裁・簡裁—— 13
第13表	控訴申立人員及び控訴率	(平成20年～29年) —地裁・簡裁—— 14
第14表	犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況	(平成20年～29年) —高・地・簡裁総数—— 15
第15-1表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(処断罪名別)	(平成20年12月～29年累計) —地・簡裁総数—— 16
第15-2表	通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況(年別)	(平成21年～29年) —地・簡裁総数—— 16
第16表	刑事損害賠償命令事件の処理状況	(平成20年12月～29年) —地裁—— 17
第17表	刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数	(平成20年12月～29年) —地裁—— 17
第18表	逮捕状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) —簡裁・地裁—— 18
第19表	差押・記録命令付差押・搜索(許可)状・検証許可状の請求と発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) —簡裁・地裁—— 19
第20表	勾留請求と勾留状の発付等	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) —簡裁・地裁—— 20
第21表	通常第一審における勾留, 保釈請求, 保釈人員及びその割合	(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) —簡裁・地裁—— 21
第22表	準抗告事件の処理状況	(平成20年～29年) —地裁—— 22
第23表	医療観察処遇事件における終局区分	(平成17年～29年) —地裁—— 23

第1表 通常訴訟事件, 略式請求事件の処理状況

(平成20年～29年) - 高裁・地裁・簡裁

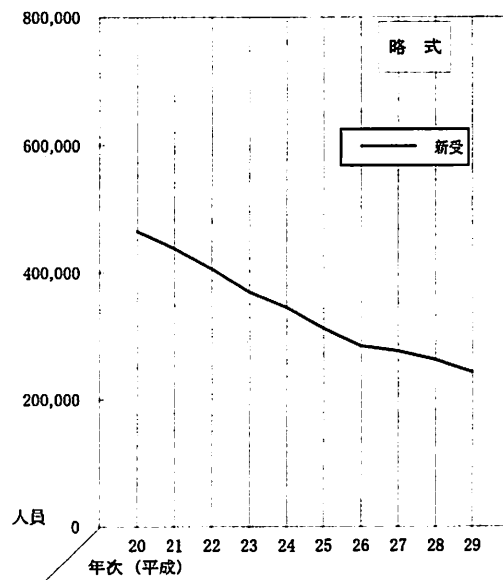
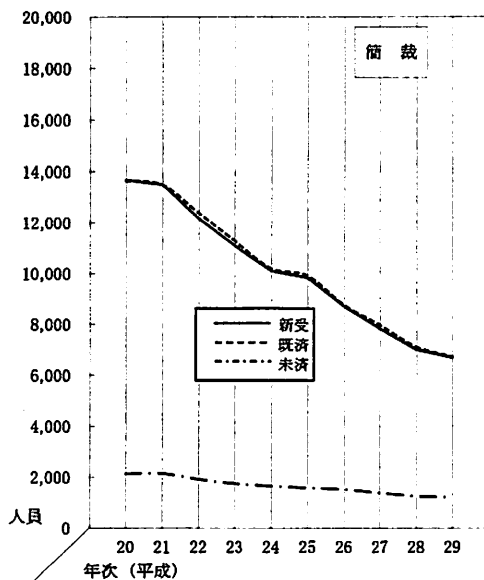
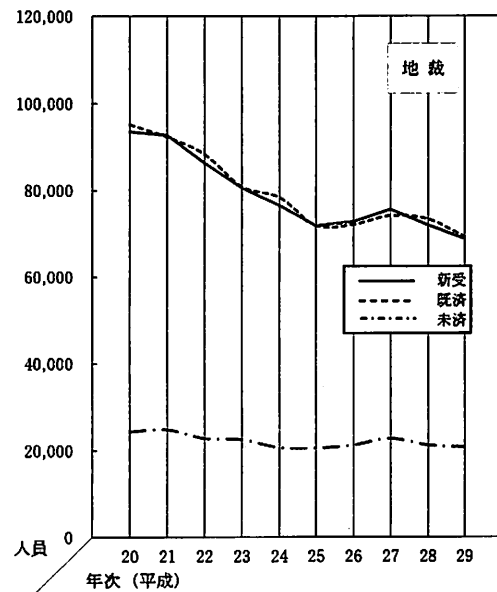
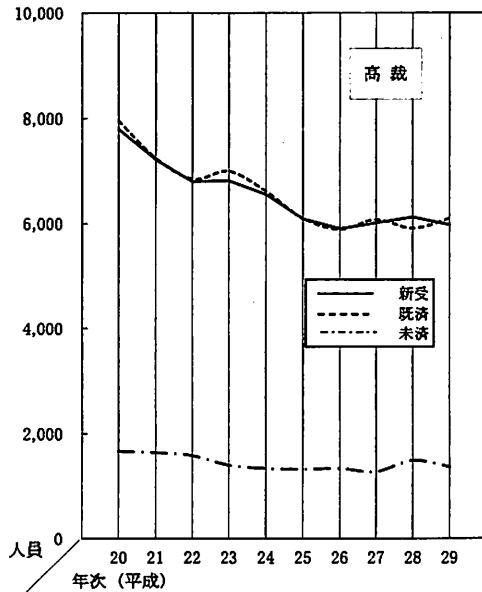
区分 年次	通 常 訴 訟 事 件									略 式 命 令 請 求 事 件 (新 受 人 員)
	高 裁			地 裁			簡 裁			
	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	新 受 人 員	既 済 人 員	未 済 人 員	
平成 20 年	7,805	7,963	1,672	93,568	95,196	24,378	13,678	13,647	2,131	465,273
21	7,229	7,258	1,643	92,777	92,324	24,831	13,506	13,496	2,141	438,435
22	6,803	6,856	1,590	86,387	88,399	22,819	12,164	12,382	1,923	406,070
23	6,824	7,006	1,408	80,608	80,888	22,539	11,113	11,284	1,752	369,670
24	6,556	6,619	1,345	76,588	78,395	20,732	10,105	10,202	1,655	345,150
25	6,091	6,108	1,328	71,771	71,904	20,599	9,842	9,912	1,585	312,248
26	5,905	5,890	1,343	72,776	72,115	21,260	8,694	8,758	1,521	284,342
27	6,017	6,078	1,282	75,566	74,112	22,714	7,821	7,957	1,385	275,994
28	6,124	5,910	1,496	71,900	73,359	21,255	6,991	7,117	1,259	262,492
29	5,976	6,098	1,374	68,830	69,296	20,789	6,681	6,724	1,216	242,970

(注) 1 刑事月報による延べ人員(同一被告人につき別件が係属した都度累積計上)である。

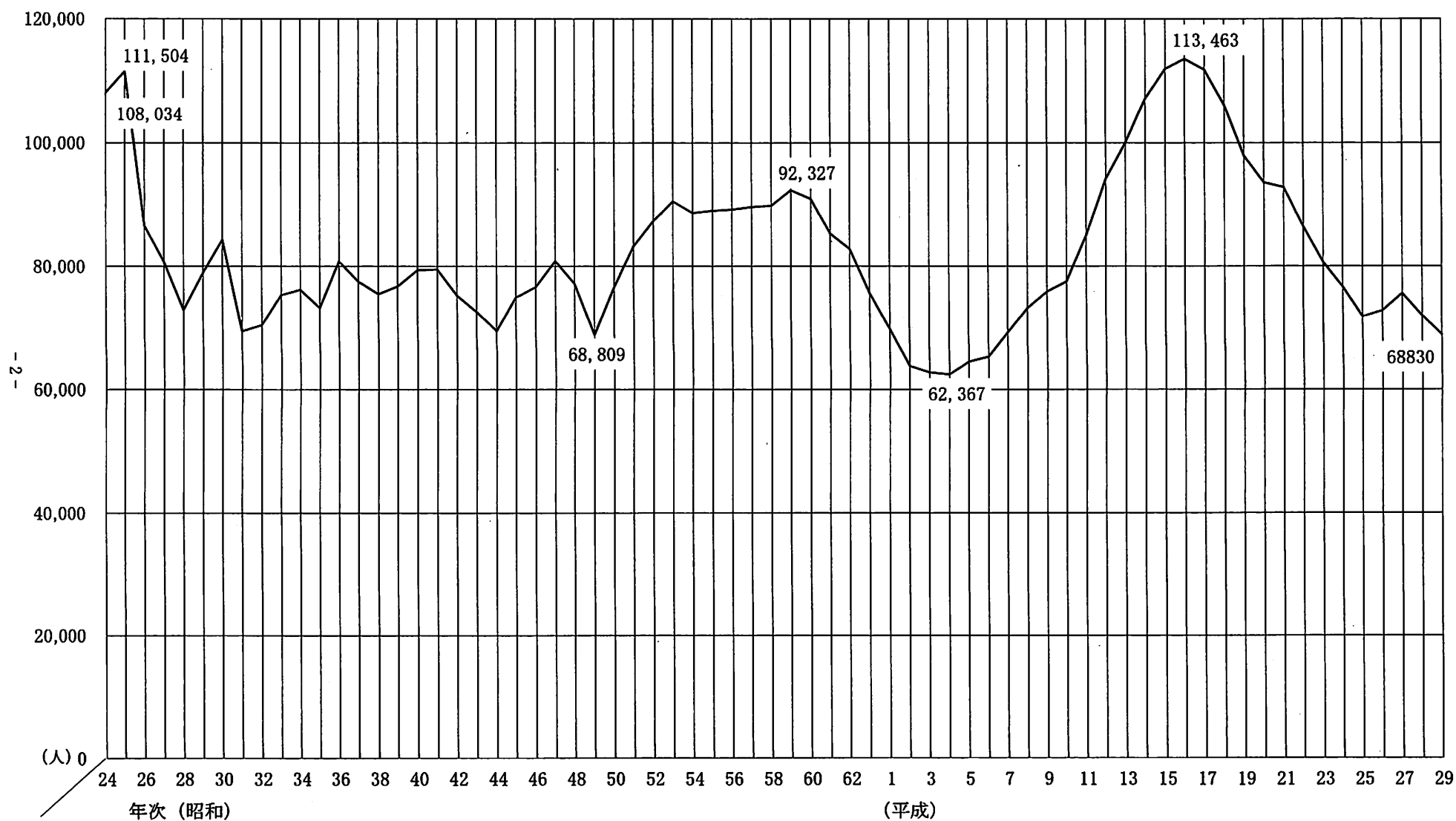
2 平成29年は速報値である。

[参考グラフ]

通常訴訟事件, 略式請求事件の推移



〔参考グラフ〕 通常第一審事件の新受人員の推移（昭和24年～平成29年）－地裁



(注) 1 司法統計年報による延べ人員であり、再審事件を含まない。
2 平成29年は速報値である。

第2表 長期係属実人員の長期化事由別内訳

(平成20年～29年) — 高裁・地裁

年次	長期化事由	高 裁			地 裁		
		総 数	事案複雑等	逃 亡 等	総 数	事 案 複 雑 等	
						2年を超える	3年を超える
平成 20 年		17	3	14	162	27	24
21		21	9	12	133	29	2
22		17	6	11	136	37	3
23		21	9	12	186	70	7
24		23	8	15	155	46	17
25		15	3	12	137	26	18
26		16	4	12	158	50	16
27		17	3	14	152	53	12
28		14	1	13	184	73	20
29		11	6	5	178	65	34

(注) 1 当刑事局への個別報告による概数である。

2 長期係属実人員とは、係属2年を超える事件の実人員（同一被告人につき複数の事件があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

第3表 事案複雑等を事由として審理期間が2年を超える長期係属事件の合議（法定・裁定）・単独別、罪名別審理長期化の事由

(平成29年末現在) — 地裁

罪名	審理長期化の事由	係属事件数	事 案 複 雑										そ の 他			
			訴 因 多 数	被 告 人 多 数	計 算 関 係 複 雑	証 人 判 問 等 べ に 多 数 の た	被 公 判 人 質 を 問 に 多 数 の た	鑑 定 に 時 日 を 要 し た	検 察 官 の 証 拠 要 證 し 理 に た	証 拠 日 の 間 を 覧 ・ 要 證 し 享 に た	そ の 他	紛 争 等 の た め 実 体 審 理 の た	公 判 期 日 の 変 更 ・ 延 期 審 理	多 数 又 は 指 定 国 期 審 理	関 連 事 件 の 審 理 待 ち	そ の 他
総 数		59	(18.6)	(16.9)	(5.1)	(39.0)	(16.9)	(5.1)	(35.6)	(25.4)	(61.0)	-	(15.3)	(1.7)	(35.6)	
法 定 合 議		17	11	10	3	23	10	3	21	15	36	-	9	1	6	
裁 定 合 議		29	5	4	3	15	8	1	10	5	19	-	3	-	10	
単 独		13	3	-	-	8	2	1	1	-	4	-	3	-	5	
詐 欺		10	5	-	-	5	2	-	1	1	3	-	-	-	5	
殺 人		4	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	3	
過 失 運 転 致 死 傷		4	-	-	-	-	-	-	1	-	4	-	-	-	1	
組織的犯罪処罰法違反		4	-	4	-	-	-	-	4	4	4	-	-	-	-	
傷 害		3	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	1	-	-	
業務上横領		3	1	-	1	-	1	-	1	-	3	-	-	-	-	
覚せい剤取締法違反		3	-	-	-	1	1	-	1	-	3	-	1	-	1	
強制わいせつ・同致死傷		2	-	-	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-	2	
強 盗 ・ 同 致 死 傷		2	1	1	-	-	-	-	1	1	1	-	1	1	1	
逮捕監禁・同致死傷		2	2	-	-	-	-	-	2	2	2	-	2	-	1	
常 習 累 犯 窃 盗		2	-	-	-	1	-	2	1	-	1	-	1	-	1	
政治資金規正法違反		2	-	1	-	2	2	-	-	1	-	-	-	-	-	
労働安全衛生法違反		2	-	1	-	1	-	-	2	-	1	-	-	-	-	
法 人 税 法 違 反		2	-	1	2	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	
そ の 他		14	2	2	-	9	3	-	6	4	11	-	3	-	5	

(注) 1 当刑事局への個別報告による件数建てである。

2 複数罪名の事件については、審理長期化の事由と密接な関係があるものとして報告のあった罪名によった。

3 1件で複数の事由がある場合には、各欄に重複して計上した。

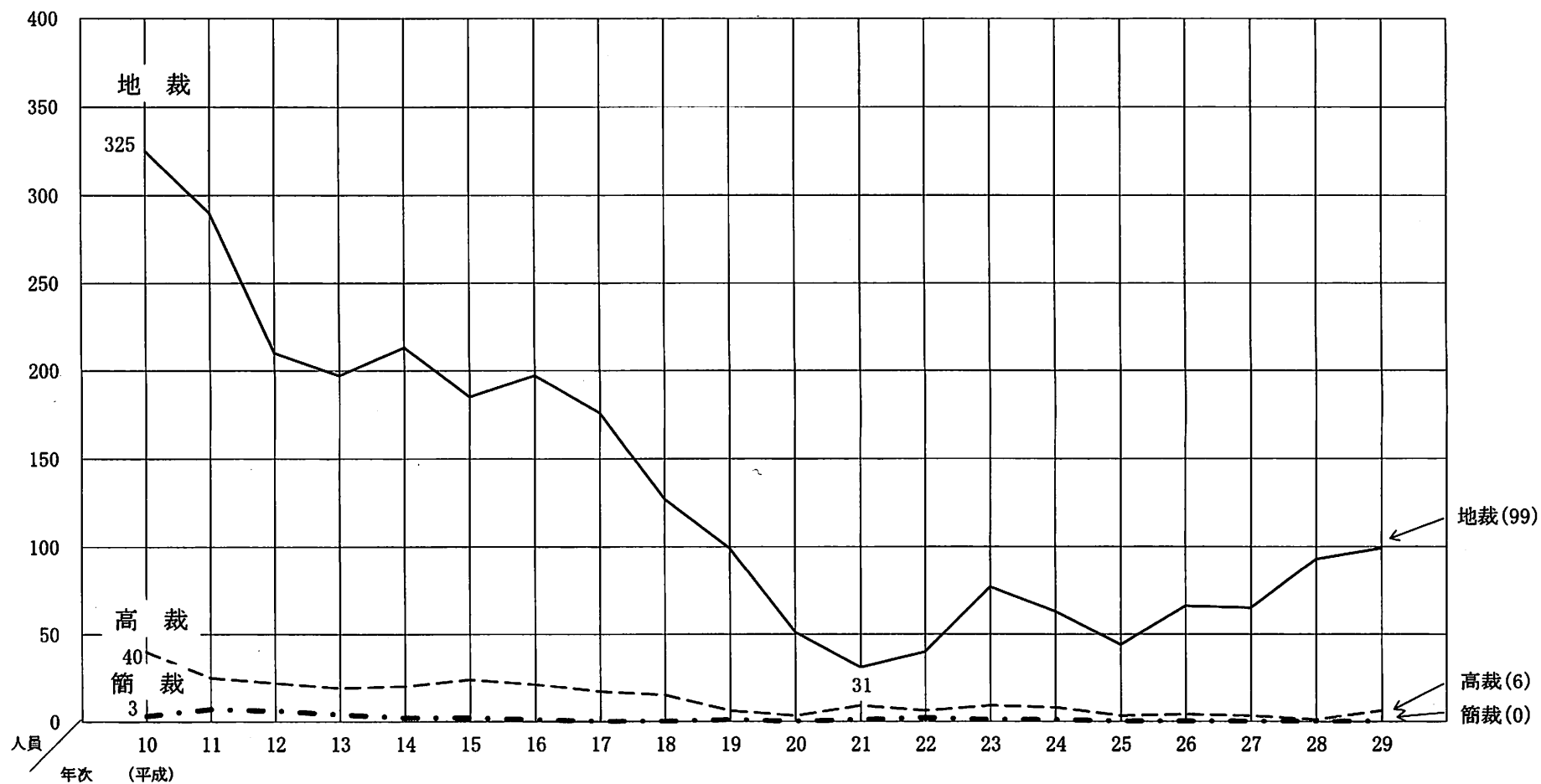
4 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

5 「過失運転致死傷」には、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失致死傷）を含む。

6 () 内は係属事件数に対する%である。

〔参考グラフ〕 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移

(平成10年～29年各年末現在) - 高裁・地裁・簡裁



- (注) 1 当刑事局への個別報告による係属2年を超える事件の実人員である。
 2 高裁については特別権限による第一審事件を除く。
 3 概数である。

第4表 被疑者段階の国選弁護人請求の処理状況

(平成20年～29年) ー地裁・簡裁

裁判所	区分 年次	勾留人員	新受人員		既済人員			
			総数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求	総数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求	国選弁護人 が選任され た被疑者数	うち即決裁判 手続同意 確認のた めの請求
地 裁	平成 20 年	55,527	3,508	8	3,508	7	3,409	7
	21	49,899	17,734	6	17,665	6	17,230	5
	22	46,189	26,279	5	26,271	5	25,815	4
	23	43,988	25,718	11	25,737	11	25,223	11
	24	45,289	26,290	-	26,268	-	25,736	-
	25	43,268	25,130	6	25,352	6	24,813	6
	26	42,306	25,077	2	25,073	2	24,242	2
	27	42,441	25,518	-	25,529	-	24,859	-
	28	41,773	24,837	-	24,769	-	24,036	-
	29	39,958	23,964	-	23,958	-	23,251	-
簡 裁	平成 20 年	73,742	3,619	38	3,623	38	3,555	36
	21	77,893	29,939	93	29,908	94	29,535	94
	22	75,445	45,303	53	45,290	53	44,860	53
	23	72,114	46,179	29	46,194	19	45,737	19
	24	72,342	47,620	54	47,511	54	47,135	53
	25	70,207	46,594	7	46,611	7	46,143	7
	26	69,887	45,654	1	45,817	1	45,178	1
	27	69,538	45,309	1	45,265	1	44,496	1
	28	65,222	42,933	-	42,943	-	42,294	-
	29	62,035	40,822	1	40,845	1	40,068	1

(注) 1 司法統計年報による延べ人員である。

2 「うち即決裁判手続同意確認のための請求」には、刑訴法350条の3第1項による即決裁判手続同意確認のための請求のあった被疑者数を計上した。

3 被疑者段階の国選弁護人請求の新受人員及び既済人員の各「総数」には、勾留請求が却下されたため、国選弁護人選任請求が却下されたものも含む。

4 平成29年は速報値である。

第5表 通常第一審において弁護人が選任された人員

(平成20年～29年) - 地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁								簡 裁							
	終局人員	弁護人が 選任され た人員	うち 必要的 弁 護	私選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	国選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	弁護人が 選任され なかった 人員	終局人員	弁護人が 選任され た人員	うち 必要的 弁 護	私選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	国選弁護 人が選任 された人 員	うち 必要的 弁 護	弁護人が 選任され なかった 人員
平成 20 年	67,644	(98.7) 66,736	(80.2) 54,270	(24.7) 16,687	(20.3) 13,716	(77.3) 52,301	(62.9) 42,562	(1.3) 908	10,632	(98.3) 10,455	(85.4) 9,076	(8.9) 950	(7.8) 834	(91.3) 9,703	(79.3) 8,428	(1.7) 177
21	65,875	(99.0) 65,216	(81.2) 53,514	(22.8) 14,996	(18.6) 12,264	(80.1) 52,758	(65.9) 43,409	(1.0) 659	10,715	(98.7) 10,571	(87.1) 9,332	(7.9) 845	(6.9) 742	(93.5) 10,020	(82.7) 8,859	(1.3) 144
22	62,840	(99.3) 62,401	(82.2) 51,650	(18.0) 11,317	(14.0) 8,803	(84.0) 52,779	(70.2) 44,090	(0.7) 439	9,876	(98.8) 9,759	(86.8) 8,576	(5.3) 521	(4.1) 407	(94.4) 9,326	(83.4) 8,233	(1.2) 117
23	57,968	(99.4) 57,628	(82.1) 47,600	(17.0) 9,864	(13.0) 7,563	(85.1) 49,329	(71.0) 41,184	(0.6) 340	9,142	(98.7) 9,025	(86.5) 7,909	(5.5) 502	(4.1) 379	(94.1) 8,599	(82.9) 7,575	(1.3) 117
24	56,734	(99.4) 56,393	(81.9) 46,484	(17.8) 10,109	(13.2) 7,474	(85.1) 48,275	(71.0) 40,299	(0.6) 341	8,340	(98.6) 8,227	(86.5) 7,215	(6.3) 523	(4.4) 363	(94.0) 7,842	(82.9) 6,917	(1.4) 113
25	52,229	(99.5) 51,944	(82.3) 42,965	(19.3) 10,072	(14.0) 7,326	(84.3) 44,032	(70.7) 36,905	(0.5) 285	8,109	(98.8) 8,015	(82.0) 6,646	(7.5) 606	(5.2) 421	(93.2) 7,554	(77.6) 6,289	(1.2) 94
26	52,502	(99.5) 52,265	(81.4) 42,744	(19.5) 10,241	(13.9) 7,288	(84.4) 44,302	(69.9) 36,695	(0.5) 237	7,165	(98.9) 7,088	(86.9) 6,224	(7.6) 546	(4.9) 351	(93.5) 6,696	(82.8) 5,932	(1.1) 77
27	54,297	(99.5) 54,039	(80.3) 43,613	(20.1) 10,910	(13.9) 7,564	(84.0) 45,593	(68.8) 37,357	(0.5) 258	6,590	(98.6) 6,497	(85.8) 5,652	(9.0) 596	(6.1) 401	(92.0) 6,060	(80.6) 5,311	(1.4) 93
28	53,247	(99.6) 53,010	(80.8) 43,038	(20.6) 10,988	(14.8) 7,876	(83.6) 44,529	(68.5) 36,496	(0.4) 237	5,856	(98.7) 5,777	(86.5) 5,068	(8.0) 469	(5.3) 310	(92.8) 5,434	(82.1) 4,806	(1.3) 79
29	50,591	(99.5) 50,357	(81.1) 41,038	(20.8) 10,520	(15.1) 7,616	(83.8) 42,384	(68.9) 34,837	(0.5) 234	5,524	(98.6) 5,449	(86.6) 4,785	(10.1) 556	(6.8) 373	(91.7) 5,066	(81.3) 4,489	(1.4) 75

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 同一被告人に対し私選弁護人及び国選弁護人が選任された場合には重複して計上した。
 3 ()内は各終局人員に対する%である。
 4 平成29年は速報値である。

第6表 通常第一審における終局事件の自白・否認別平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔及び平均取調べ証人数

(平成20年～29年) - 地裁・簡裁

区分 年次	通常第一審事件全体								自 白								否 認							
	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均 開廷 回数 (回)	平均開廷 間隔(月)		平均 取調べ 証人数 (人)	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均 開廷 回数 (回)	平均開廷 間隔(月)		平均 取調べ 証人数 (人)	終 局 人 員	平均審理 期間(月)			平均 開廷 回数 (回)	平均開廷 間隔(月)		平均 取調べ 証人数 (人)
		受 理 か ら 終 局 ま で	受 理 か ら 公 判 期 日 ま で 第 1 回	第 1 回 公 判 期 日 ま で 第 1 回		受 理 か ら 終 局 ま で	第 1 回 公 判 期 日 ま で 第 1 回			受 理 か ら 終 局 ま で	受 理 か ら 公 判 期 日 ま で 第 1 回	第 1 回 公 判 期 日 ま で 第 1 回		受 理 か ら 終 局 ま で	第 1 回 公 判 期 日 ま で 第 1 回			受 理 か ら 終 局 ま で	受 理 か ら 公 判 期 日 ま で 第 1 回	第 1 回 公 判 期 日 ま で 第 1 回		受 理 か ら 終 局 ま で	第 1 回 公 判 期 日 ま で 第 1 回	
平成 20 年	67,644	2.9	1.5	1.4	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.3) 61,745	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,896	8.4	2.7	5.7	6.3	1.3	0.9	2.5
21	65,875	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.7	(91.2) 60,103	2.5	1.5	1.0	2.2	1.1	0.5	0.6	(7.1) 4,697	8.1	3.1	5.0	5.8	1.4	0.9	2.5
22	62,840	2.9	1.6	1.3	2.5	1.2	0.5	0.8	(91.2) 57,336	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(7.2) 4,522	8.1	3.4	4.7	5.7	1.4	0.8	2.6
23	57,968	3.0	1.6	1.4	2.6	1.1	0.5	0.8	(90.3) 52,349	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.2) 4,734	8.6	3.5	5.1	6.1	1.4	0.8	2.6
24	56,734	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.7) 50,890	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(8.8) 5,012	8.5	3.2	5.3	6.2	1.4	0.9	2.7
25	52,229	3.1	1.6	1.5	2.7	1.1	0.5	0.8	(88.5) 46,247	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(10.0) 5,212	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.7
26	52,502	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.0) 46,732	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.4) 4,913	8.2	2.8	5.4	6.2	1.3	0.9	2.6
27	54,297	3.0	1.6	1.4	2.7	1.1	0.5	0.8	(89.2) 48,445	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.4	0.6	(9.1) 4,921	8.4	3.0	5.4	6.3	1.3	0.9	2.6
28	53,247	3.2	1.7	1.5	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.6) 47,160	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.6) 5,127	8.7	3.0	5.7	6.3	1.4	0.9	2.5
29	50,591	3.2	1.6	1.6	2.7	1.2	0.6	0.8	(88.2) 44,598	2.6	1.5	1.1	2.3	1.1	0.5	0.6	(9.9) 5,015	8.9	3.0	5.9	6.4	1.4	0.9	2.5
法定合議	2,142	7.9	5.1	2.8	4.5	1.8	0.6	2.0	(62.4) 1,336	5.5	3.6	1.9	3.3	1.7	0.6	1.1	(35.7) 764	12.3	8.1	4.2	6.5	1.9	0.6	3.6
裁定合議	672	12.1	4.1	8.0	7.2	1.7	1.1	3.2	(37.4) 251	7.0	2.8	4.2	4.2	1.6	1.0	1.2	(61.8) 415	15.2	4.9	10.3	9.0	1.7	1.2	4.4
単 独	47,777	2.9	1.5	1.4	2.6	1.1	0.6	0.7	(90.0) 43,011	2.5	1.5	1.0	2.3	1.1	0.5	0.6	(8.0) 3,836	7.6	1.8	5.8	6.1	1.2	0.9	2.1
簡 裁	5,524	2.2	1.3	0.9	2.2	1.0	0.4	0.4	(91.1) 5,031	2.0	1.3	0.7	2.1	1.0	0.3	0.4	(4.8) 267	5.9	1.6	4.3	4.4	1.3	1.0	1.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「自白」とは、終局の段階において、すべての公訴事実を認め、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい、「否認」とは、終局の段階において、公訴事実の全部若しくは一部を争い、又は、公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

3 「通常第一審事件全体」には、自白及び否認以外に被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。

4 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

5 () 内は、「通常第一審事件全体」の終局人員に対する%である。

6 平成29年は速報値である。

第7-1表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年) -地裁

区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 審 期 (月)	平 均 開 廷 回 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る			
平成 20 年	67,644	(9.3) 6,317	(38.3) 25,875	(29.1) 19,718	(16.5) 11,185	(5.3) 3,601	(1.2) 801	(0.2) 102	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
21	65,875	(8.5) 5,619	(38.8) 25,583	(29.2) 19,205	(16.6) 10,934	(5.7) 3,724	(1.1) 703	(0.1) 62	(0.1) 45	2.9	2.5	1.2
22	62,840	(6.8) 4,248	(40.1) 25,184	(29.4) 18,462	(16.3) 10,216	(6.1) 3,810	(1.4) 851	(0.1) 47	(0.0) 22	2.9	2.5	1.2
23	57,968	(5.4) 3,137	(42.4) 24,588	(28.6) 16,579	(15.7) 9,102	(6.1) 3,544	(1.6) 924	(0.1) 63	(0.1) 31	3.0	2.6	1.1
24	56,734	(4.6) 2,631	(42.3) 23,992	(28.9) 16,424	(16.2) 9,204	(6.3) 3,562	(1.4) 780	(0.2) 103	(0.1) 38	3.0	2.7	1.1
25	52,229	(3.8) 1,988	(42.9) 22,409	(28.1) 14,653	(16.5) 8,604	(6.9) 3,629	(1.6) 852	(0.1) 56	(0.1) 38	3.1	2.7	1.1
26	52,502	(3.7) 1,962	(42.7) 22,407	(28.9) 15,194	(16.6) 8,736	(6.5) 3,403	(1.4) 714	(0.1) 54	(0.1) 32	3.0	2.7	1.1
27	54,297	(3.3) 1,780	(41.8) 22,706	(30.5) 16,548	(16.4) 8,905	(6.5) 3,550	(1.3) 706	(0.1) 62	(0.1) 40	3.0	2.7	1.1
28	53,247	(2.9) 1,541	(40.1) 21,360	(31.2) 16,621	(16.8) 8,937	(7.1) 3,776	(1.7) 902	(0.2) 88	(0.0) 22	3.2	2.7	1.2
29	50,591	(3.5) 1,748	(39.1) 19,800	(31.1) 15,711	(17.1) 8,675	(7.2) 3,640	(1.8) 886	(0.2) 81	(0.1) 50	3.2	2.7	1.2

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員(同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上)である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 平成29年は速報値である。

第7-2表 通常第一審における終局人員の審理期間、平均開廷回数及び平均開廷間隔

(平成20年～29年) -簡裁

区分 年次	終局人員	受 理 か ら 終 局 ま で								平 均 審 理 間 (月)	平 均 開 廷 数 (回)	平 均 開 廷 間 隔 (月)
		1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	3 年 を 超 え る			
平成 20 年	10,632	(7.5) 797	(60.9) 6,477	(22.2) 2,359	(7.8) 828	(1.3) 139	(0.3) 29	(0.0) 2	(0.0) 1	2.0	2.1	1.0
21	10,715	(8.3) 894	(59.0) 6,320	(23.1) 2,479	(7.9) 847	(1.4) 147	(0.2) 24	(0.0) 2	(0.0) 2	2.0	2.1	1.0
22	9,876	(7.6) 753	(59.7) 5,892	(22.9) 2,257	(7.9) 782	(1.7) 163	(0.3) 26	(0.0) 1	(0.0) 2	2.1	2.2	1.0
23	9,142	(6.7) 611	(62.3) 5,698	(21.7) 1,984	(7.5) 688	(1.4) 130	(0.3) 25	(0.0) 3	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
24	8,340	(6.1) 506	(62.2) 5,191	(22.1) 1,847	(7.6) 635	(1.6) 137	(0.2) 19	(0.1) 5	-	2.1	2.2	1.0
25	8,109	(8.2) 664	(61.0) 4,950	(21.6) 1,750	(7.4) 602	(1.5) 119	(0.2) 18	(0.0) 3	(0.0) 3	2.0	2.1	1.0
26	7,165	(4.5) 320	(61.1) 4,380	(24.3) 1,744	(7.9) 568	(1.8) 128	(0.3) 20	(0.0) 2	(0.0) 3	2.1	2.2	1.0
27	6,590	(4.1) 267	(59.5) 3,918	(26.6) 1,753	(7.4) 486	(2.2) 148	(0.3) 17	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
28	5,856	(4.0) 236	(60.4) 3,535	(25.4) 1,488	(8.0) 466	(2.0) 115	(0.3) 15	-	(0.0) 1	2.2	2.2	1.0
29	5,524	(4.8) 264	(58.6) 3,239	(25.3) 1,398	(8.8) 486	(2.2) 122	(0.2) 12	(0.0) 1	(0.0) 2	2.2	2.2	1.0

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員（同一被告人につき複数の起訴があっても弁論が併合されている限り1人として計上）である。

2 平均開廷間隔は、平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3 ()内は終局人員に対する%である。

4 平成29年は速報値である。

第8表 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員

(平成20年～29年) - 地裁・簡裁

年次	裁判所 区分	地 裁			簡 裁		
		有 罪 人 員			有 罪 人 員		
		総 数	う ち 外 国 人	う ち 通 訳 翻 訳 人 が 付 いた 外 国 人	総 数	う ち 外 国 人	う ち 通 訳 翻 訳 人 が 付 いた 外 国 人
平成 20 年		66,378	5,498	4,405	10,081	178	81
21		64,540	4,992	3,975	10,193	167	79
22		61,585	4,288	3,254	9,386	166	73
23		56,843	3,492	2,568	8,686	166	70
24		55,667	3,265	2,363	7,927	159	81
25		51,177	3,090	2,197	7,330	145	64
26		51,389	3,153	2,312	6,842	137	68
27		53,120	3,470	2,632	6,255	131	65
28		52,016	3,397	2,560	5,562	111	61
29		49,335	3,665	2,921	5,208	115	65

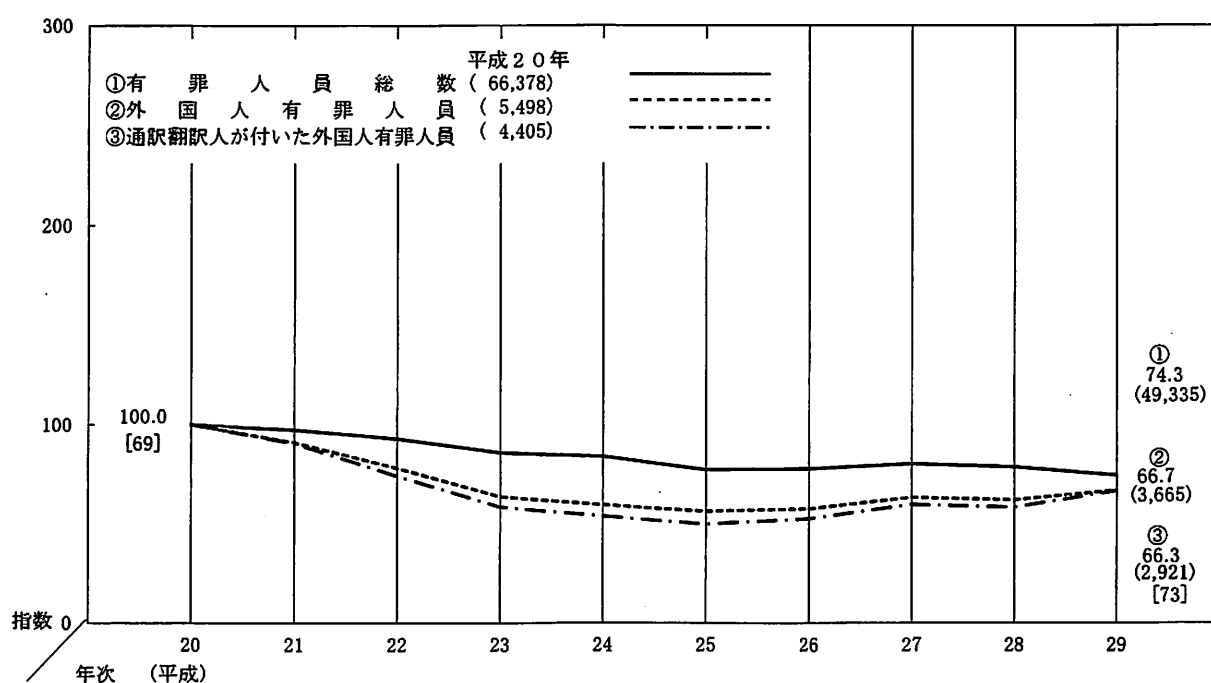
(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「通訳翻訳人が付いた被告人」には、証人についてのみ通訳人（手話を含む。）が付いた場合等も含む。

3 平成29年は速報値である。

〔参考グラフ〕 通常第一審における通訳翻訳人が付いた外国人事件の有罪人員の推移

(平成20年～29年) - 地裁



(注) 1 平成20年を100とする指数である。

2 ()内は実人員であり, []内は通訳翻訳人が付いた外国人有罪人員の国籍数である。

3 平成29年は速報値である。

第9表 通常第一審における被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件の言語別終局人員
(平成25年～29年) - 地裁・簡裁

年次 言語		平成25年	26	27	28	29
総	数	2,272	2,383	2,714	2,654	3,030
中 国 語		744	829	887	758	920
	北 京 語	715	801	867	736	882
	広 東 語	15	13	8	15	29
	台 湾 語	2	4	3	2	3
	上 海 語	2	2	4	1	3
	福 建 語	1	1	-	-	1
	その他の中国語	9	8	5	4	2
ベ ト ナ ム 語		224	275	490	548	718
フィリピン(タガログ)語		221	216	252	236	247
ポ ル ト ガ ル 語		222	225	221	242	216
英 語		145	167	197	174	190
タ イ 語		94	102	132	126	140
ス ペ イ ン 語		171	152	134	147	132
韓 国・朝 鮮 語		170	157	125	138	115
インドネシア語		16	17	25	48	51
ペ ル シ ャ 語		61	44	38	37	42
ト ル コ 語		14	15	16	25	39
ネ パ ー ル 語		12	7	13	16	29
シ ン ハ ラ 語		34	25	32	17	28
ロ シ ア 語		16	24	15	13	26
モ ン ゴ ル 語		6	8	19	19	23
ミ ャ ン マ ー 語		13	3	6	9	18
フ ラ ン ス 語		17	15	15	14	15
ウ ル ド ウ ー 語		18	21	13	17	14
ア ラ ビ ア 語		5	4	6	10	10
ベ ン ガ ル 語		18	10	22	11	10
ヒ ン デ ィ ー 語		6	6	10	8	9
そ の 他		45	61	46	41	38

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 被告人に通訳翻訳人が付いた外国人事件には、証人等についてのみ通訳人が付いた場合等を含まない。
また、終局人員は有罪のほかは無罪、移送等により終局した人員を含む。したがって、本表における「総数」は、第8表の「うち通訳翻訳人が付いた外国人」とは一致しない。
3 平成29年は速報値である。

第10表 簡易公判手続決定人員と決定取消人員

(平成20年～29年) 一 地裁・簡裁

裁判所 区分 年次	地 裁					簡 裁				
	自白人員 (A)	簡 易 公 判 手 続				自白人員 (D)	簡 易 公 判 手 続			
		決 定 人 員 (B)	$\frac{B}{A}$ %	決定取 消人員 (C)	$\frac{C}{B}$ %		決 定 人 員 (E)	$\frac{E}{D}$ %	決定取 消人員 (F)	$\frac{F}{E}$ %
平成 20 年	58,729	544	0.9	14	2.6	9,892	511	5.2	-	-
21	57,498	478	0.8	21	4.4	9,982	475	4.8	1	0.2
22	55,108	332	0.6	5	1.5	9,165	382	4.2	3	0.8
23	50,473	173	0.3	4	2.3	8,473	207	2.4	1	0.5
24	49,168	195	0.4	11	5.6	7,704	153	2.0	2	1.3
25	44,663	113	0.3	16	14.2	7,125	60	0.8	-	-
26	45,095	39	0.1	15	38.5	6,653	33	0.5	-	-
27	46,869	166	0.4	2	1.2	6,076	20	0.3	-	-
28	45,677	218	0.5	12	5.5	5,403	19	0.4	-	-
29	43,262	166	0.4	4	2.4	5,031	2	0.0	-	-

- (注) 1 自白人員については刑事通常第一審事件票による実人員であり、その他については当刑事局への個別報告による実人員である。
- 2 「自白人員」とは、法定合議事件を除く終局人員中公訴事実全部について自白し、かつ、法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合の人員であり、「簡易公判手続決定（決定取消）人員」とは、当該年度に決定（決定取消）された人員である。
- 3 概数であり、平成29年は速報値である。

第11表 刑訴法332条による移送人員

(平成20年～29年) 一 簡裁

区分 年次	(簡裁) 終局人員 (A)	(地裁) 法 332条 による 受理人員 (B)	$\frac{B}{A}$ %
平成 20 年	10,632	88	0.83
21	10,715	78	0.73
22	9,876	91	0.92
23	9,142	97	1.06
24	8,340	90	1.08
25	8,109	88	1.09
26	7,165	69	0.96
27	6,590	76	1.15
28	5,856	65	1.11
29	5,524	91	1.65

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
- 2 (B)は、簡裁の法332条による移送人員とは一致しないが、統計上は近似する。
- 3 平成29年は速報値である。

第12表 即決裁判手続により審判が行われた人員

(平成18年10月2日～29年累計) 一 地裁・簡裁

裁判所	区分	終局人員	即決裁判手続の申立てのあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員	
				うち即決裁判手続により審判する旨の決定のあった人員	うち即決裁判手続により審判する旨の決定が取り消された人員
総数		761,600	25,744	25,571	140
東京		97,231	6,846	6,796	25
横浜		41,611	1,979	1,966	21
さいたま		35,975	1,178	1,172	9
千葉		38,277	2,008	1,999	21
水戸		18,900	296	290	1
宇都宮		16,255	422	420	5
前橋		13,637	941	932	4
静岡		21,254	832	828	-
甲府		5,373	120	120	-
長野		10,264	180	177	8
新潟		10,906	255	254	-
大阪		70,990	1,775	1,765	9
京都		17,476	422	418	1
神戸		32,929	645	639	3
奈良		8,444	41	41	1
大津		8,523	84	84	1
和歌山		8,507	259	258	4
名古屋		42,847	1,888	1,882	5
岐阜		9,864	69	68	-
岐阜		8,901	139	138	-
福井		3,492	24	24	-
金沢		6,069	29	28	1
富山		3,482	9	8	-
広島		14,832	325	319	3
山口		7,937	121	121	1
岡山		11,991	390	387	1
鳥取		3,394	14	14	-
松江		3,186	63	63	-
福岡		37,689	935	928	-
佐賀		5,563	152	152	-
長崎		6,661	99	98	-
大分		5,461	84	83	3
熊本		9,518	109	109	-
鹿児島		7,365	66	66	-
宮崎		5,332	55	55	-
那覇		11,332	143	141	-
仙台		11,033	244	241	3
福島		10,077	139	137	-
山形		5,040	78	78	-
盛岡		5,081	228	227	3
秋田		3,927	107	107	-
青森		5,825	326	322	2
札幌		18,135	516	512	2
函館		2,571	64	64	-
旭川		3,339	74	74	-
釧路		4,789	83	83	1
高松		9,153	431	428	1
徳島		4,988	126	126	1
高知		6,332	135	135	-
松山		9,842	196	194	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 速報値である。

第13表 控訴申立人員及び控訴率

(平成20年～29年) -地裁・簡裁

区分 年次	総 数			地 裁			簡 裁		
	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)	判決 人員	控訴申 立人員	控訴率 (%)
平成20年	76,546	7,690	10.0	66,450	7,139	10.7	10,096	551	5.5
21	74,818	7,194	9.6	64,608	6,649	10.3	10,210	545	5.3
22	71,061	6,813	9.6	61,665	6,368	10.3	9,396	445	4.7
23	65,618	6,713	10.2	56,922	6,280	11.0	8,696	433	5.0
24	63,684	6,724	10.6	55,750	6,372	11.4	7,934	352	4.4
25	59,055	6,518	11.0	51,291	6,150	12.0	7,764	368	4.7
26	58,355	6,331	10.8	51,498	6,002	11.7	6,857	329	4.8
27	59,458	6,423	10.8	53,191	6,108	11.5	6,267	315	5.0
28	57,691	6,541	11.3	52,121	6,262	12.0	5,570	279	5.0
29	54,662	6,288	11.5	49,446	5,998	12.1	5,216	290	5.6

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 判決人員は有罪人員と無罪人員の合計である。
 3 平成29年は速報値である。

第14表 犯罪被害者保護関連法に基づく諸制度の実施状況

(平成20年～29年)－高・地・簡裁総数

		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年 (注)4	総数
		高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計	高・地・簡裁 合計
付添い	証人尋問の際に付添いの措置が採られた証人の数	86	79	102	136	121	116	112	141	128	78	1,099
	意見陳述の際に付添いの措置が採られた被害者等の数	32	44	52	39	46	41	76	79	71	84	564
遅へい	証人尋問の際に遅へいの措置が採られた証人の数	1,007	1,094	1,295	1,317	1,757	1,792	1,661	1,563	1,623	1,105	14,214
	意見陳述の際に遅へいの措置が採られた被害者等の数	71	105	123	125	140	151	198	214	209	194	1,530
ビデオリンク	ビデオリンク方式による証人尋問が行われた証人の数	202	235	261	242	288	278	299	290	303	225	2,623
	うち 遅へいの措置が採られた証人の数	179	216	237	219	264	265	282	277	288	214	2,441
	うち 尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録した証人の数	4	8	35	42	52	51	46	65	47	67	417
	記録媒体がその一部とされた開審が取り調べられた数	-	-	2	1	-	1	1	2	-	-	7
	ビデオリンク方式による意見陳述が行われた被害者等の数	4	11	20	16	21	10	8	10	6	6	112
	うち 遅へいの措置が採られた被害者等の数	4	10	17	15	21	10	8	8	6	6	105
情報保護	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定をした被害者の数	2,490	3,849	3,854	3,887	4,273	4,093	3,978	3,822	3,976	3,351	37,573
	刑訴法第290条の2第1項の決定をしないこととした被害者の数	30	90	55	62	64	84	77	42	50	11	565
	被害者特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した被害者の数	9	1	17	13	8	16	5	4	7	3	83
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定をした証人等の数									4	116	120
	刑訴法第290条の3第1項の決定をしないこととした証人等の数									-	3	3
	証人等特定事項を明らかにしない旨の決定を取り消した証人等の数									-	-	-
	刑訴法第299条の5第1項の取消決定をした証人等の数									-	3	3
	うち 刑訴法第299条の5第2項の条件を付し又は時期等の指定をした証人等の数									-	1	1
	刑訴法第299条の5第1項の請求を却下した証人等の数									-	-	-
	意見陳述											
意見陳述	公判期日に心情その他の意見を陳述した被害者等の数	1,068	1,119	1,198	1,164	1,157	1,171	1,147	1,200	1,181	1,072	11,477
	意見陳述に代えて意見を記載した書面を提出させることとした被害者等の数	339	490	557	561	517	572	495	615	616	526	5,288
	意見陳述をさせないこととした被害者等の数	6	10	8	14	19	17	21	17	28	45	185
被害者等閲覧	被害者等に公判記録の閲覧照写をさせた数	1,012	1,348	1,175	1,278	1,381	1,463	1,558	1,461	1,486	1,254	13,416
	被害者等に公判記録の閲覧照写をさせなかった数	12	15	22	13	22	21	12	28	9	6	160
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧照写をさせた数	24	35	50	33	45	18	89	38	44	16	392
	同種余罪の被害者等に公判記録の閲覧照写をさせなかった数	2	1	7	6	1	1	4	1	5	2	30
非開人等閲覧	刑訴法第299条の6第1項の条件を付し又は時期等の指定の対象となった証人等の数									-	2	2
	刑訴法第299条の6第2項の閲覧照写の禁止又は条件を付し若しくは時期等の指定の対象となった証人等の数									-	-	-
	うち 閲覧照写の禁止の対象となった証人等の数									-	-	-
	刑訴法第299条の6第3項の閲覧禁止又は朗読拒絶の対象となった証人等の数									-	-	-
和解	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載した数	35	46	34	30	38	29	20	17	23	26	298
	犯罪被害者保護法第19条第1項又は第2項による申立てに係る合意を公判調書に記載しないこととした数	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
合 計		6,430	8,572	8,832	8,937	9,898	9,874	9,761	9,544	9,769	8,128	89,745

(注) 1 当刑事局への個別報告による延べ数であり、概数である。

2 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律(平成25年法律第33号)により、民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解の規定は、「犯罪被害者保護法第13条1項又は2項」から「犯罪被害者保護法第19条1項又は2項」に改められた(平成25年12月1日施行)。

3 「証人等秘匿」、「裁定請求」及び「非開人等閲覧照写」(平成28年12月1日施行)の数値については、当該事件の終局日を基準に計上している。

4 「付添い」、「遅へい」、「ビデオリンク」、「被害者秘匿」、「意見陳述」、「被害者等閲覧照写」及び「和解」の数値については、平成28年までは決定等がなされた日を基準に計上していたが、平成29年以降は当該事件の終局日を基準に計上している(なお、平成28年以前に決定等がなされ平成29年に事件が終局したものについては、決定等がなされた日を基準に計上している。)。この計上基準日の変更により、平成29年の数値は一時的に減少することとなるので留意されたい。

第15-1表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（処断罪名別）

(平成20年12月～29年累計) 一・地・簡裁総数

	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち選べいの措置が採られた被害者等
総数	6,675	10,103	9,986	7,300	3,539	1,927	4,736	4,910	6,716	581	1,489
強制わいせつ	619	798	794	667	525	158	386	416	582	136	336
強制わいせつ致死傷	136	182	182	145	131	39	77	110	124	35	90
強姦	333	425	422	375	287	87	207	261	314	74	185
強姦致死傷	185	268	268	238	214	74	143	198	203	48	126
強制性交等	3	3	3	3	2	-	1	2	2	1	1
監護者性交等	1	1	1	1	1	-	1	1	1	-	-
集団強姦	32	42	42	39	26	4	15	28	18	2	16
集団強姦致死傷	23	31	31	26	24	10	22	25	24	1	4
特別公務員暴行致死傷	2	3	3	3	-	-	3	2	2	-	-
殺人	595	1,042	1,029	884	524	287	566	674	697	77	240
自殺関与及び同意殺人	12	19	19	14	14	4	10	13	13	-	2
傷害	812	895	877	711	422	190	427	435	559	46	162
傷害致死	337	542	535	489	289	114	271	350	367	20	59
危険運転致死傷	44	54	54	36	18	11	21	20	37	-	-
危険運転致死	111	258	256	209	61	70	133	148	176	6	9
業務上過失傷害	17	34	34	25	9	4	19	14	23	2	2
業務上過失致死	110	412	408	192	16	10	107	97	193	4	4
重過失傷害	6	6	6	4	-	2	4	2	6	-	-
重過失致死	17	25	25	17	4	10	11	12	16	1	4
過失運転致死傷	680	871	863	484	121	109	359	285	595	7	7
過失運転致死	1,804	2,991	2,947	1,876	353	530	1,437	1,216	1,992	33	34
過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	6	6	6	3	1	1	2	1	2	-	-
過失運転致死アルコール等影響発覚免脱	4	12	12	6	1	3	1	3	7	-	1
無免許危険運転致死	1	3	3	3	3	-	2	2	3	-	-
無免許過失運転致死傷	17	20	20	9	2	2	8	6	10	-	-
無免許過失運転致死	11	21	21	13	3	7	8	10	14	-	-
保護責任者遺棄致死傷	6	14	14	13	10	-	8	5	7	-	1
逮捕監禁	18	20	17	12	3	1	3	2	10	3	3
逮捕監禁致死傷	24	32	32	29	16	7	21	18	22	6	18
営利拐取等	31	45	45	36	31	11	18	27	29	7	17
未成年者略取誘拐	3	4	4	3	1	-	1	-	-	-	-
身の代金拐取	1	2	2	-	-	-	-	-	1	-	-
拐取者身の代金取得等	3	6	6	6	-	2	2	5	2	2	4
国外移送拐取	1	2	2	2	2	-	2	2	2	-	-
所在国外移送拐取	2	2	2	2	-	1	1	2	1	-	-
強盗致死傷	126	147	145	124	94	21	58	85	102	9	26
強盗致死	138	294	292	210	120	52	118	165	175	26	55
強盗強姦	55	82	81	71	68	22	33	56	57	13	41
暴力行為等処罰ニ関スル法律違反(常習傷害)	9	9	9	9	5	4	7	6	5	1	3
道路交通法違反	249	348	346	207	63	61	180	145	240	5	7
その他	91	132	128	104	75	19	43	61	83	16	32

(注) 1 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

2 罪名は、有罪の場合は処断罪名、無罪その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、法定刑が最も重いものであるため、被害者参加制度の対象罪名とは異なる場合がある。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 「危険運転致死傷」及び「危険運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2の罪をそれぞれ含む。

5 「過失運転致死傷」及び「過失運転致死」は、平成25年法律第86号による改正前の刑法211条2項の罪（自動車運転過失傷害及び自動車運転過失致死）をそれぞれ含む。

6 速報値である。

第15-2表 通常第一審における被害者参加の申出があった事件の状況（年別）

(平成21年～29年)-地・簡裁総数

区 分	終局人員数	参加を申し出た被害者等	うち参加を許可された被害者等	うち弁護士委託の届出があった被害者等	うち国選弁護士への委託がされた被害者等	うち証人尋問をした被害者等	うち被告人質問をした被害者等	うち刑法316条の38の意見陳述をした被害者等	うち刑法292条の2の意見陳述をした被害者等	うち付添いの措置が採られた被害者等	うち選べいの措置が採られた被害者等
年 次											
平成21年	403	571	560	367	131	130	344	288	359	24	50
22	588	849	839	557	272	217	484	428	522	40	115
23	586	914	902	632	275	176	459	454	591	30	104
24	660	1,023	1,002	677	324	193	475	479	639	38	95
25	811	1,306	1,297	873	410	257	596	605	833	47	147
26	821	1,241	1,227	951	462	261	587	596	804	93	195
27	916	1,393	1,379	1,081	533	269	604	687	938	87	249
28	982	1,417	1,400	1,102	580	228	629	708	1,010	107	258
29	908	1,389	1,380	1,060	552	196	558	665	1,020	115	276

(注) 1 刑事通常第一審事件票による。

2 「終局人員数」は、終局した被告人の人員数であり、実人員である。

3 被害者等の数は、延べ人員である。

4 平成29年は速報値である。

第16表 刑事損害賠償命令事件の処理状況
(平成20年12月～29年) 一 地裁

	新受	既済	未済
平成21年	214	162	52
22	251	239	64
23	230	237	57
24	258	246	69
25	303	312	60
26	288	264	84
27	320	307	97
28	301	306	92
29	314	295	111
総 数	2,479	2,368	686

- (注) 1 件数建てである。
2 平成20年はいずれも計上はなかった。
3 平成29年は速報値である。

第17表 刑事損害賠償命令事件の終局区分別終局件数

(平成20年12月～29年) 一 地裁

	終局件数	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数	2,368	162	239	237	246	312	264	307	306	295
認容・決定書	1,063	69	121	128	123	149	114	123	98	138
認容・口頭告知	30	2	4	2	7	2	4	4	1	4
棄却・決定書	6	-	-	2	-	1	-	2	-	1
棄却・口頭告知	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-
却下・27条1項1号	4	-	1	-	2	1	-	-	-	-
却下・27条1項2号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
却下・27条1項3号	26	1	-	7	2	5	2	1	7	1
却下・27条1項4号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
終了・38条1項	263	16	25	26	23	32	37	37	37	30
終了・38条2項1号	2	-	-	-	1	-	1	-	-	-
終了・38条2項2号	50	5	5	4	6	9	4	5	6	6
決定・その他	4	1	-	1	-	-	2	-	-	-
和解	545	30	47	37	43	62	57	77	107	85
放棄	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
認諾	95	7	10	5	13	11	14	15	11	9
取下げ	267	30	24	24	25	37	28	40	39	20
その他	11	-	2	1	1	2	1	3	-	1

- (注) 1 件数建てである。
2 「決定・その他」は、民訴法141条の準用により、決定で申立てが却下された場合などである。
3 「その他」は、犯罪被害者保護法25条(平成25年法律第33号による改正前の同条19条を含む。)により終局したもの、当事者の死亡等にもかかわらず、その地位を承継するものがないために事件が終局したものなどである。
4 「却下・27条1項1号」は平成25年法律第33号による改正前の犯罪被害者保護法21条1項1号、「却下・27条1項2号」は同改正前の同法21条1項2号、「却下・27条1項3号」は同改正前の同法21条1項3号、「却下・27条1項4号」は同改正前の同法21条1項4号、「終了・38条1項」は同改正前の同法32条1項、「終了・38条2項1号」は同改正前の同法32条2項1号、「終了・38条2項2号」は同改正前の同法32条2項3号により終局したものを含む。
5 平成20年はいずれも計上はなかった。
6 平成29年は速報値である。

第18表 逮捕状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25~29年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	通 常						緊 急			
		請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	$\frac{E}{D}$ %
総 数	昭和 55 年	127,743	127,401	94	248	0.07	0.27	19,199	19,174	25	0.13
	60	132,353	131,928	76	349	0.06	0.32	19,437	19,417	20	0.10
	平成 2 年	96,759	96,472	50	237	0.05	0.30	14,813	14,804	9	0.06
	7	93,704	93,356	36	312	0.04	0.37	16,731	16,719	12	0.07
	12	115,484	114,933	38	513	0.03	0.48	20,156	20,134	22	0.11
	17	129,140	128,296	33	811	0.03	0.65	15,797	15,774	23	0.15
	22	101,007	99,915	37	1,055	0.04	1.08	10,008	9,980	28	0.28
	25	94,772	93,439	40	1,293	0.04	1.41	8,655	8,637	18	0.21
	26	92,880	91,548	30	1,302	0.03	1.43	8,048	8,021	27	0.34
	27	94,175	92,766	36	1,373	0.04	1.50	8,140	8,114	26	0.32
	28	90,213	88,806	19	1,388	0.02	1.56	7,660	7,625	35	0.46
	29	86,343	85,100	31	1,212	0.04	1.44	7,446	7,422	24	0.32
簡 裁	昭和 55 年	102,282	102,062	54	166	0.05	0.22	11,958	11,949	9	0.08
	60	109,497	109,160	45	292	0.04	0.31	12,635	12,623	12	0.09
	平成 2 年	80,899	80,719	29	151	0.04	0.22	9,555	9,550	5	0.05
	7	78,589	78,350	23	216	0.03	0.30	9,552	9,546	6	0.06
	12	93,248	92,816	17	415	0.02	0.46	10,179	10,169	10	0.10
	17	103,582	102,912	17	653	0.02	0.65	8,631	8,621	10	0.12
	22	82,101	81,224	20	857	0.02	1.07	6,679	6,662	17	0.25
	25	76,789	75,721	21	1,047	0.03	1.39	5,709	5,698	11	0.19
	26	76,657	75,586	19	1,052	0.02	1.40	5,433	5,417	16	0.29
	27	78,880	77,685	20	1,175	0.03	1.51	5,610	5,595	15	0.27
	28	75,026	73,831	16	1,179	0.02	1.59	5,142	5,118	24	0.47
	29	72,053	71,056	27	970	0.04	1.38	4,899	4,887	12	0.24
地 裁	昭和 55 年	25,461	25,339	40	82	0.16	0.48	7,241	7,225	16	0.22
	60	22,856	22,768	31	57	0.14	0.39	6,802	6,794	8	0.12
	平成 2 年	15,860	15,753	21	86	0.13	0.67	5,258	5,254	4	0.08
	7	15,115	15,006	13	96	0.09	0.72	7,179	7,173	6	0.08
	12	22,236	22,117	21	98	0.09	0.54	9,977	9,965	12	0.12
	17	25,558	25,384	16	158	0.06	0.68	7,166	7,153	13	0.18
	22	18,906	18,691	17	198	0.09	1.14	3,329	3,318	11	0.33
	25	17,983	17,718	19	246	0.11	1.47	2,946	2,939	7	0.24
	26	16,223	15,962	11	250	0.07	1.61	2,615	2,604	11	0.42
	27	15,295	15,081	16	198	0.10	1.40	2,530	2,519	11	0.43
	28	15,187	14,975	3	209	0.02	1.40	2,518	2,507	11	0.44
	29	14,290	14,044	4	242	0.03	1.72	2,547	2,535	12	0.47

(注) 1 令状年表による延べ人員である。

2 平成29年は速報値である。

第19表 差押・記録命令付差押・捜索（許可）状・検証許可状の請求と発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) — 簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	発 付	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付	却 下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請 求 (G)	発 付	却 下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	89,747	(6) 89,235	152	360	0.17	0.57	67,958	(1) 67,667	63	228	0.09	0.43	21,789	(5) 21,568	89	132	0.41	1.01
60	111,631	(4) 110,681	190	760	0.17	0.85	89,718	89,039	102	577	0.11	0.76	21,913	(4) 21,642	88	183	0.40	1.24
平成 2 年	114,381	113,168	212	1,001	0.19	1.06	91,505	90,718	104	683	0.11	0.86	22,876	22,450	108	318	0.47	1.86
7	155,129	(1) 153,120	120	1,889	0.08	1.30	124,283	122,898	78	1,307	0.06	1.11	30,846	(1) 30,222	42	582	0.14	2.02
12	183,129	(3) 181,014	76	2,039	0.04	1.15	143,903	142,415	42	1,446	0.03	1.03	39,226	(3) 38,599	34	593	0.09	1.60
17	207,542	204,983	45	2,514	0.02	1.23	167,050	165,077	18	1,955	0.01	1.18	40,492	39,906	27	559	0.07	1.45
22	223,557	(6) 219,516	43	3,998	0.02	1.81	188,420	(1) 185,049	24	3,347	0.01	1.79	35,137	(5) 34,467	19	651	0.05	1.91
25	238,337	(11) 233,405	152	4,780	0.06	2.07	202,385	198,284	126	3,975	0.06	2.03	35,952	(11) 35,121	26	805	0.07	2.31
26	239,015	(8) 234,076	115	4,824	0.05	2.07	206,566	(3) 202,439	91	4,036	0.04	2.00	32,449	(5) 31,637	24	788	0.07	2.50
27	250,179	(4) 244,755	108	5,316	0.04	2.17	216,008	211,444	59	4,505	0.03	2.11	34,171	(4) 33,311	49	811	0.14	2.52
28	247,787	(5) 242,119	48	5,620	0.02	2.29	212,800	207,951	35	4,814	0.02	2.28	34,987	(5) 34,168	13	806	0.04	2.34
29	245,878	(6) 240,197	56	5,625	0.02	2.31	212,050	207,324	49	4,677	0.02	2.23	33,828	(6) 32,873	7	948	0.02	2.82

- (注) 1 令状年表による延べ人員である。
2 () 内は職権により発付された人員で外数である。
3 平成29年は速報値である。

第20表 勾留請求と勾留状の発付等

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) — 簡裁・地裁

裁判所 区分 年次	総 数						簡 裁						地 裁					
	請 求 (A)	発 付 (5,298) 92,362	却 下 (B)	取下げ (C)	$\frac{B}{A}$ %	$\frac{B+C}{A}$ %	請 求 (D)	発 付 (789) 47,554	却 下 (E)	取下げ (F)	$\frac{E}{D}$ %	$\frac{E+F}{D}$ %	請 求 (G)	発 付 (4,509) 44,808	却 下 (H)	取下げ (I)	$\frac{H}{G}$ %	$\frac{H+I}{G}$ %
昭和 55 年	93,291	(5,298) 92,362	899	30	0.96	1.00	47,789	(789) 47,554	219	16	0.46	0.49	45,502	(4,509) 44,808	680	14	1.49	1.53
60	103,753	(5,692) 103,344	388	21	0.37	0.39	52,275	(723) 52,154	108	13	0.21	0.23	51,478	(4,969) 51,190	280	8	0.54	0.56
平成 2 年	76,914	(3,826) 76,525	378	11	0.49	0.51	42,700	(534) 42,614	76	10	0.18	0.20	34,214	(3,292) 33,911	302	1	0.88	0.89
7	90,977	(4,076) 90,664	287	26	0.32	0.34	47,168	(435) 47,092	66	10	0.14	0.16	43,809	(3,641) 43,572	221	16	0.50	0.54
12	122,916	(5,585) 122,354	549	13	0.45	0.46	62,533	(561) 62,427	94	12	0.15	0.17	60,383	(5,024) 59,927	455	1	0.75	0.76
17	152,445	(5,199) 151,720	711	14	0.47	0.48	78,690	(517) 78,548	133	9	0.17	0.18	73,755	(4,682) 73,172	578	5	0.78	0.79
22	123,289	(3,281) 121,634	1,648	7	1.34	1.34	75,833	(330) 75,445	384	4	0.51	0.51	47,456	(2,951) 46,189	1,264	3	2.66	2.67
25	115,790	(2,694) 113,475	2,308	7	1.99	2.00	70,762	(212) 70,207	550	5	0.78	0.78	45,028	(2,482) 43,268	1,758	2	3.90	3.91
26	115,332	(2,665) 112,193	3,127	12	2.71	2.72	70,761	(166) 69,887	863	11	1.22	1.24	44,571	(2,499) 42,306	2,264	1	5.08	5.08
27	115,888	(3,128) 111,979	3,891	18	3.36	3.37	70,604	(201) 69,538	1,053	13	1.49	1.51	45,284	(2,927) 42,441	2,838	5	6.27	6.28
28	111,391	(2,464) 106,995	4,394	2	3.94	3.95	66,592	(142) 65,222	1,369	1	2.06	2.06	44,799	(2,322) 41,773	3,025	1	6.75	6.75
29	107,267	(2,530) 101,993	5,268	6	4.91	4.92	63,591	(151) 62,035	1,551	5	2.44	2.45	43,676	(2,379) 39,958	3,717	1	8.51	8.51

- (注) 1 令状年表による延べ人員である。
 2 () 内は職権により発付された人員で外数である。
 3 平成29年は速報値である。

第21表 通常第一審における勾留、保釈請求、保釈人員及びその割合

(昭和55, 60年, 平成2, 7, 12, 17, 22, 25～29年) - 簡裁・地裁

裁判所	区分 年次	新受人員 (A)	その年中 に勾留状 が発付さ れた人員 (B)	その年中 に保釈が 請求され た人員 (C)	その年中に 保釈が許 された人 員		勾留率 $\frac{B}{A}$ %	保釈率 $\frac{C}{B}$ %	保釈率 $\frac{D}{B}$ %	保釈率 $\frac{D+E}{C}$ %
					終局前(D)	終局後(E)				
総数	昭和 55 年	115,911	57,683	39,598	19,150	1,716	49.8	68.6	33.2	52.7
	60	115,899	61,693	29,301	14,224	859	53.2	47.5	23.1	51.5
	平成 2 年	79,850	43,922	20,814	11,008	640	55.0	47.4	25.1	56.0
	7	84,028	50,850	17,501	8,958	374	60.5	34.4	17.6	53.3
	12	109,728	67,906	18,292	8,831	282	61.9	26.9	13.0	49.8
	17	130,221	82,798	19,539	10,396	310	63.6	23.6	12.6	54.8
	22	98,551	65,125	20,809	11,741	477	66.1	32.0	18.0	58.7
	25	81,613	55,169	19,985	11,390	659	67.6	36.2	20.6	60.3
	26	81,470	54,670	21,544	12,683	693	67.1	39.4	23.2	62.1
	27	83,387	55,440	22,812	14,233	802	66.5	41.1	25.7	65.9
	28	78,891	51,279	23,918	15,018	1,127	65.0	46.6	29.3	67.5
	29	75,511	48,586	23,294	15,230	1,360	64.3	47.9	31.3	71.2
簡裁	昭和 55 年	26,923	13,248	4,830	2,422	49	49.2	36.5	18.3	51.2
	60	24,958	12,996	3,237	1,657	46	52.1	24.9	12.8	52.6
	平成 2 年	16,087	9,067	2,148	1,292	18	56.4	23.7	14.2	61.0
	7	14,884	8,947	1,623	899	10	60.1	18.1	10.0	56.0
	12	15,587	9,621	1,282	722	-	61.7	13.3	7.5	56.3
	17	18,491	11,246	1,345	759	5	60.8	12.0	6.7	56.8
	22	12,164	8,210	1,257	661	3	67.5	15.3	8.1	52.8
	25	9,842	6,107	1,284	720	12	62.1	21.0	11.8	57.0
	26	8,694	5,482	1,276	703	4	63.1	23.3	12.8	55.4
	27	7,821	4,859	1,379	716	10	62.1	28.4	14.7	52.6
	28	6,991	4,034	1,295	682	10	57.7	32.1	16.9	53.4
	29	6,681	3,826	1,233	678	24	57.3	32.2	17.7	56.9
地裁	昭和 55 年	88,988	44,435	34,768	16,728	1,667	49.9	78.2	37.6	52.9
	60	90,941	48,697	26,064	12,567	813	53.5	53.5	25.8	51.3
	平成 2 年	63,763	34,855	18,666	9,716	622	54.7	53.6	27.9	55.4
	7	69,144	41,903	15,878	8,059	364	60.6	37.9	19.2	53.0
	12	94,141	58,285	17,010	8,109	282	61.9	29.2	13.9	49.3
	17	111,730	71,552	18,194	9,637	305	64.0	25.4	13.5	54.6
	22	86,387	56,915	19,552	11,080	474	65.9	34.4	19.5	59.1
	25	71,771	49,062	18,701	10,670	647	68.4	38.1	21.7	60.5
	26	72,776	49,188	20,268	11,980	689	67.6	41.2	24.4	62.5
	27	75,566	50,581	21,433	13,517	792	66.9	42.4	26.7	66.8
	28	71,900	47,245	22,623	14,336	1,117	65.7	47.9	30.3	68.3
	29	68,830	44,760	22,061	14,552	1,336	65.0	49.3	32.5	72.0

(注) 1 処遇年表、刑事雑事件年表及び刑事月報による延べ人員である。

2 「勾留状が発付された人員」とは、第一審において受理時に既に勾留されていた人員及び受理後、終局前に新たに勾留状が発付された人員をいう。

3 保釈が請求された人員には、同一被告人に対して時を異にして保釈の請求があったときはその都度 1 人として計上した。

4 勾留率は、新受人員のうち勾留状が発付された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

5 保釈率は、勾留状が発付された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

6 保釈許可率は、保釈が請求された人員のうち保釈が許可された人員の割合とは一致しないが、統計上は近似する。

7 平成 29 年は速報値である。

第22表 準抗告事件の処理状況 (平成20年～29年) -地裁

事項	年次	裁判所 区分	地 裁	
			新受人員	原裁判又は原処分 の取消し・変更の あったもの
刑訴法 429条	平成20年		4,706	1,005
	21		6,461	1,355
	22		7,172	1,327
	23		7,608	1,371
	24		9,016	1,577
	25		9,438	1,512
	26		9,570	1,775
	27		10,323	2,018
	28		10,868	2,115
	29		11,166	2,205
刑訴法 430条	平成20年		88	11
	21		114	7
	22		87	4
	23		154	31
	24		53	9
	25		263	9
	26		78	9
	27		151	15
	28		111	9
	29		110	6

(注) 年表による延べ人員であり、平成29年の数値は速報値である。

第23表 医療観察処遇事件における終局区分

(平成17年～29年) - 地裁

区分 年次	終局 人員	終局区分															その他
		入院・通院 (33条1項)							退院・入院継続 (49条又は50条)			処遇終了・ 通院期間延長 (54条又は55条)		再入院等 (59条)			
		42条1項			処遇決定 中の入院 決定の割合 (A/ (A+B +C)) (%)	40条1項 (却下)		法42条 2項 (却下)	51条1項			56条1項		61条1項			
		入 院 (1号) (A)	通 院 (2号) (B)	医療を 行わない 旨の決定 (3号) (C)		対象行為 を行って いない (1号)	心神喪失 者等では ない (2号)		入院継続 確認等 (1号)	退院許可 (2号)	医療終了 (3号)	通院期間 延長決定 等 (1号)	医療終了 (2号)	入 院 (1号)	棄 却 (2号) (61条3項 の場合も 含む)	処遇終了 (3号)	
総数	17,724	3,006	596	720	69.6	10	132	2	9,687	1,921	392	143	604	67	9	4	431
平成17年	80	49	19	7	65.3	1	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
18	520	191	80	68	56.3	2	7	-	110	28	2	-	2	1	-	-	29
19	935	250	75	75	62.5	2	14	-	362	75	24	-	17	1	-	-	40
20	1,198	257	62	68	66.4	1	13	-	583	115	27	1	38	2	1	1	29
21	1,278	204	51	54	66.0	1	8	-	651	168	48	5	51	5	-	-	32
22	1,347	242	61	46	69.3	-	17	-	679	157	34	11	55	5	1	1	38
23	1,534	269	38	72	71.0	1	13	-	856	145	25	10	51	14	-	1	39
24	1,691	257	39	74	69.5	-	11	2	955	189	45	18	49	4	2	1	45
25	1,746	267	39	59	73.2	-	14	-	1,036	166	34	26	51	9	-	-	45
26	1,859	262	31	53	75.7	1	8	-	1,139	203	31	22	66	6	1	-	36
27	1,916	253	33	46	76.2	-	6	-	1,141	257	45	20	65	7	-	-	43
28	1,769	237	36	50	73.4	1	13	-	1,054	210	37	14	75	7	2	-	33
29	1,851	268	32	48	77.0	-	5	-	1,121	208	40	16	84	6	2	-	21

(注) 1 医療観察処遇事件票による実人員である。

2 1人で複数の終局区分がある場合には、最も左にある区分のみに計上した。

3 「その他」は、入院・通院の申立て以外の申立てにおける却下(法51条2項、法56条2項及び61条2項)のほか、移送や取下げである。

4 平成29年の数値は速報値である。